

2025 年度 A 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで4枚）

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 答案用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に答案用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、答案用紙の取り違えの申し出は一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事案の概要〕、〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事案の概要〕

本件は、民事訴訟法337条1項に基づいて大阪高等裁判所が同高裁の決定に対する最高裁判所への抗告を許可した事件において、動産の売主が動産売買の先取特権に基づいて買主が当該動産を用いて施工した請負工事の代金債権につき物上代位による差押えをなし得るどうか問題となったものである。

〔事実関係〕

- 1 Aは、令和4年7月に、Bから、Yが販売しているターボコンプレッサー（空気圧縮機。以下「本件コンプレッサー」という。）の搬入、据え付け、配管等の工事を総額2080万円（本件ターボコンプレッサーの本体価格は1740万円）で受注し、同年8月22日に、納入先をBのコンデンサ事業部と定めて、Yに本件コンプレッサーを発注した。
- 2 YとAとの間では、当初は本件コンプレッサーの代金額を1500万円とすることが前提とされていたようであるが、その後の工事見積書・注文書・納品書等の書類によると、2080万円の請負代金のうち1740万円が本件コンプレッサーの代金に相当することが明らかであった。
- 3 Yは、令和4年12月7日に、本件コンプレッサーをBに引き渡した。
- 4 Aは、令和5年1月30日に事実上倒産した。
- 5 そこで、Yは、動産売買先取特権の物上代位権の行使として、AがBに対して有する本件コンプレッサーの設置工事の請負代金債権を1575万円の限度でかりに差し押さえる旨の仮差押えを大阪地方裁判所に申請し、同年2月12日に仮差押決定（以下「本件仮差押決定」という。）を得た。
- 6 令和5年2月13日に本件仮差押決定の正本の送達を受けたBは、同年同月20日に、仮差押債権額1575万円を遅延損害金1万0356円を付した1576万0356円を、民事保全法50条5項、民事執行法156条1項に基づいて供託した。
- 7 Aは、令和5年2月27日に大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同年3月27日

にAに対する破産手続開始の決定がなされた。

8 Yは、令和5年5月28日に、大阪地方裁判所に対して、動産売買先取特権の物上代位権の行使として、X（Aの破産管財人）が国に対して有する供託金還付請求権についての差押えおよび転付命令を申請した。

9 これをうけて、大阪地方裁判所は、令和5年6月2日に、Yの申請どおりの債権差押えおよび転付命令を発令した。

10 そこで、Xは、この決定に対して、大阪高等裁判所に執行抗告を申し立てた（以下「本件執行抗告」という。）。

〔設問1〕Xのおこなった本件執行抗告は、どのような理由（法律構成ないし法的主張）に基づいておこなわれているものと考えられるだろうか。上記〔事案の概要〕を参考にしながら立論してみてください。

〔設問2〕もしかりにXのおこなった本件執行抗告が裁判所において棄却されたとして、Xからの本件執行抗告は、Yによるどのような反論（法律構成ないし法的主張）に依拠して棄却されたものと推測できるだろうか。

以上

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔事実関係〕

1. A（52歳男性）は5年前に妻に先立たれた後、一人で小さなカフェを経営していた。Aには妻との間にB・Cの子があり、経済的に独立して以降Aとは別居していたものの、時折交流があった。またAには48歳の弟Dがいるが、Dとは20年前に諍いを起こし、疎遠であった。なおDには一人息子のEがいる。
2. Aが脳梗塞にて死亡し、B・CはAがカフェの事業資金として、Fから2000万円を借りていたことを知っていたため、それぞれ自己の相続分を放棄した。
3. DはAが死亡したことを知らないまま、A死亡の2か月後に相続放棄をすることなく死亡した。Dの相続人はEのみである。
4. Dの死亡から半年が経過した後、EはFからの通知によりDがAの相続人であり、自己がその地位を承継していた事実を認識した。FはEに対して2000万円の貸金返還を求めている。

〔設問〕

上記事実関係において、EはFからの請求に応じる必要があるかについて検討しなさい。

以上

第3問（民事訴訟法）

A 企業体は、建設工事を共同で営むことを目的とする民法上の組合であって、いずれも建設業を営む株式会社である B、C 及び D で構成されており、B が業務執行組合員である。

A は、Y との間で工事請負契約（以下「本件契約」という。）を締結したが、本件契約には「Y は、Y による工事打切りにより生じた A の損害を賠償しなければならない。」との定めがある。

Y が本件工事を一方的に打切ったため、Y に対し、損害の賠償を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起するに当たり、A ないしその構成員の誰が本件訴訟の原告となる方法があるか。考え得る複数の方法を検討して説明せよ。

以上